

# 会員活動の手引き

令和8年4月1日改訂

## 長泉町ファミリー・サポート・センター事業とは

長泉町ファミリー・サポート・センター事業は、「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が、地域全体で育児などの相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを推進します。

## 会員になるには(会員制・登録無料)

会員証の発行により会員登録となります。(2週間程度かかります)

### 長泉町に住民票があり、下記の条件に合致する方

#### おねがい会員(育児の手助けが必要な方)

0歳から小学生の子どもがいる方。

#### まかせて会員(育児の手助けができる方)

規定の講習を受けた20歳以上の方。  
自宅等で安全に援助活動を行える方。

#### どっちも会員(育児を助けてもらったり、助けたりすることができる方)

子どもがいる者同士お互いに預けたり預かったり協力し合える仲間を作りたい方。

## 問い合わせ・申し込み

### 長泉町ファミリー・サポート・センター事務局

長泉町こども交流センター パルながいずみ

住所 〒411-0942 長泉町中土狩539 フレスポ長泉A棟2階

電話 055-988-1086 FAX 055-988-7786

E-mail pal-nagaizumi@socioak.com

受付時間 午前9時～午後4時45分(12時～13時を除く)

※午後1時以降が比較的スムーズにご案内しやすいです

休所日 12/28～1/4 ・ 毎月第1火曜日(祝日の場合は第2火曜日)



## すべての会員

ファミリー・サポート・センター（以下「センター」）事業は、地域の助け合いの活動です。ベビーシッターとは異なります。会員同士敬意をもって対応しましょう。

- ① 本会の活動の趣旨を踏まえ、決められたことを守りましょう。
- ② 援助活動の実施や報酬の授受は、定められた基準に基づき行ってください。
- ③ 会員同士で交渉し、センターに報告なしに活動した場合、補償保険は適用されません。必ず前もってセンターへ連絡してから活動してください。
- ④ お互いの個人情報、外部には漏らさないでください。退会後も同様です。活動中の写真撮影、SNSへの書き込み等は固くお断りします。
- ⑤ 活動を通じて、物品販売、金銭の貸し借り、斡旋、宗教活動や政治活動はしないでください。
- ⑥ 住所、家族構成に変更があった場合は、センターでの変更手続きが必要です。

## おねがい・どっちも会員

- ① センターを通さない依頼内容、時間の変更はできません。会員同士で変更は行わないでください。特に「送迎」を後から追加することはできません。
- ② 活動予定は毎月前月末までにセンターへご連絡ください。事前に連絡がない活動は、補償保険は適用されません。
- ③ 毎週決まった曜日の活動に関しても毎月連絡が必要です。（保険会社へ毎月報告をしています）
- ④ 活動に必要なもの（おむつ、粉ミルク、着替え、チャイルドシートなど）は、おねがい会員が用意してください。
- ⑤ 援助活動終了時の報酬、キャンセル料は速やかに支払いましょう。
- ⑥ お子さんが全員小学校を卒業となったときは、おねがい会員は退会、どっちも会員はまかせて会員となるのでセンターで手続きが必要です。  
※おねがい会員の方は退会される際に、是非「まかせて会員」としての活動への移行をご検討お願いします。規定の講座（無料）を受ける必要があります。
- ⑦ まかせて・どっちも会員への感謝の気持ちを忘れないよう心掛けましょう。

## まかせて・どっちも会員

- ① お子さんの安全には、十分配慮してください。手引きについている「安全チェックリスト」「送迎直前のチェックリスト」を活用してください。
- ② 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターまたは長泉町役場こども未来課に連絡してください。
- ③ 援助活動時には必ず会員証を携帯してください。事情により携帯が難しい場合は、必要に応じて提示出来るようにしてください。保育施設等へ迎えに行く場合は、職員に会員証を提示してください。
- ④ 援助活動報告書は、援助活動が終わった時に、おねがい会員の署名をもらい、月末締めでまとめ、翌月の10日までに援助活動費補助金に関する書類と併せて、センターに提出してください。

## 援助できる内容

- ① 保育園、幼稚園、こども園、小学校の始業時刻前又は終業時刻後に子どもを預かること。
- ② 放課後児童会終了後に子どもを預かること。
- ③ 保育園、幼稚園、こども園へ子どもを送迎すること。
- ④ 急な用事等で子どもを連れて外出しにくいとき（通院、見舞い、参観日等）に子どもを預かること。
- ⑤ その他、センターが認め、まかせて会員の了解を得られる範囲の援助。

※依頼された活動に応じられる、まかせて会員が見つからないこともありますので、ご承知おきください。

## 援助活動する場所

預かりについては、原則としてまかせて会員の自宅にて行います。

援助の内容によっては、地域子育て支援拠点等の施設内での活動も可能です。ただし、センターが認め、お互いの同意が得られた場合に限りです。利用する際には、パルながいすみのご利用案内に沿った活動をお願いいたします。

## 援助できない活動

- ・きょうだい以外の複数人数の援助（送迎・預かりともに）
- ・家事援助など育児援助以外のこと。（おねがい会員が家事をしている間にお子さんを見ることは可能です）
- ・病気のお子さんの援助、投薬、通院（医師から登園、登校の許可が出ている「軽度病児」の預かり・送迎は双方の合意を得られれば可能です）
- ・宿泊を伴う活動
- ・保護者不在での入浴沐浴と、プール等の水遊び（保護者のお手伝いは可能です）
- ・大人不在の自宅等への迎えと送り（大人から大人への引き渡しが原則です）
- ・保護者代理としての活動（授業参観、保護者会、急病時・災害時および引渡訓練、現金預かり、忘れ物届け等）
- ・遠距離送迎（基本的には町内及び隣接市町になります。まずはご相談ください）
- ・保護者同伴の送迎（公共交通機関の利用や、おねがい会員が運転する車に、まかせて会員がお子さんの付き添いとして同乗することは可能です）
- ・ファミリー・サポート・センターの援助を受けることが前提の依頼。  
（例：送迎が可能なら習い事を始めさせたい等）
- ・その他、ファミリー・サポート・センターの趣旨から逸脱しているとセンターが判断したこと
- ・災害が起きた場合はすべての活動を中止します。

自然災害の種類	判断基準
地震	・震度5強以上の地震が発生した場合 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
その他 (風水災など)	・特別警報、警報が発令され、又は発令されるおそれがある場合 ・活動の中止、中断が必要だとセンターが判断した場合（台風の接近など）

出典：ファミリー・サポート・センター事業における自然災害対応の手引き

# 活動までの流れ

## 援助活動のしくみ

### ①依頼申し込み（おねがい会員）



3週間程度余裕をもって申し込みください

センターと会員は主に電話でやり取りをします。

### ①依頼申し込み（おねがい会員）

依頼したい援助の内容をセンターへ申し込んでください。日にち、時間、場所等詳しくお聞きします。



### ②まかせて会員打診 おねがい会員へ紹介



事前打ち合わせの日程を決めます

### ②まかせて会員打診・おねがい会員へ紹介

センターから、まかせて会員に打診をします。了承頂いた、まかせて会員をおねがい会員に紹介します。

ご希望の時間帯や内容によっては、まかせて会員が見つからないもしくはお時間をいただく場合があります。

おねがい会員は、センターから紹介された「まかせて会員」と直接連絡を取り、双方で事前打ち合わせの日を決めます。安心して活動ができるよう、実際に活動する場所で打ち合わせすることをお勧めします。まかせて会員以外で預かる場合は、センターに相談してください。

その他、ご不明点はセンターにご相談ください。



### ③事前打ち合わせ



会員同士で詳細を話し合います

### ③事前打ち合わせ

#### 事前打ち合わせの結果、双方が合意した場合

→おねがい会員は、センターへ報告してください。  
センターから正式にまかせて会員へ依頼し、承諾頂ければ正式に活動依頼が成立します。

#### 事前打ち合わせの結果、双方が合意できなかった場合

→おねがい会員は、センターへ報告してください。  
再度、まかせて会員をお探ししますが、会員が見つからない場合もあります。

# 活動から報告まで

### ④預かり・送迎

### ⑤報酬の支払い



活動後、すみやかに報酬を支払います

### ④預かり・送迎

### ⑤報酬の支払い

おねがい会員は、活動が決まったらセンターへ事前に日時を報告してください。事後の報告では、加入している保険が適用されませんのでご注意ください。

援助活動が終わったら、まかせて会員は援助活動報告書に記入します。おねがい会員は報告書の内容を確認後、署名と報酬の支払いをします。



### ⑥活動の報告

### ⑥活動の報告(まかせて会員)

まかせて会員は、活動報告書・援助活動補助金申請書・請求書を毎月月末締めでまとめて、センターに翌月10日までに提出してください。

## 報酬・実費・キャンセル料

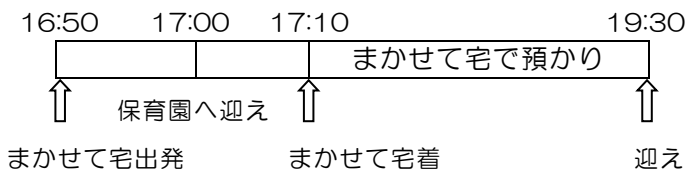
### ①報 酬

活動日	時 間	報 酬
平日	午前6時～午前7時	1時間 700円
	午前7時～午後7時	1時間 600円
	午後7時～午後9時	1時間 700円
土日祝日	午前6時～午後9時	1時間 700円
軽度の病気	午前6時～午後9時	1時間 700円

- \* 平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く日をいいます。
- \* きょうだいを同時に預かる場合、2人目からの子どもにかかる報酬は半額になります。
- \* 援助活動が1時間に満たない場合は1時間分の報酬です。
- \* 1時間を超える場合、31分以上のときは切り上げて1時間、30分未満のときは0.5時間として計算します。（例：活動時間1時間35分→2時間、1時間25分→1.5時間）
- \* 早朝または夜間にまたがる場合において、最初の1時間の報酬は活動開始時刻の1時間当たりの金額とします。
- \* 軽度の病気とは、病気回復時であり、医師から登園、登校の許可が出ている場合とします。病気時の預かり・送迎は、行っていません。

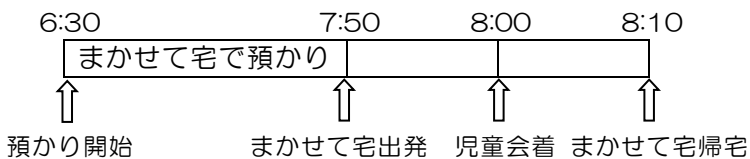
◀報酬の計算方法の例▶ ※まかせて会員が自宅を出発した時点で活動開始となります。

例1：平日16:50にまかせて会員が自宅を出て保育園へ迎えに行き、19:30まで預かる



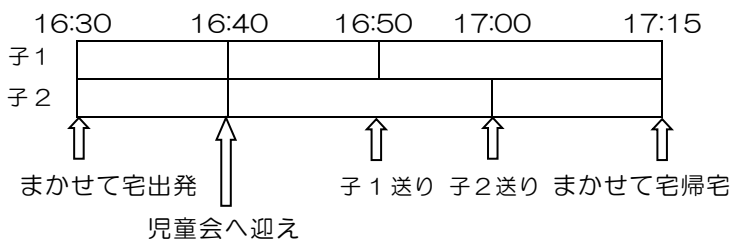
活動時間	16:50～19:30	2時間40分
請求	3時間分	
報酬	600円×3時間=1,800円	

例2：平日朝6:30にまかせて会員宅へ送り、8:00までに放課後児童会へ送ってもらう



活動時間	6:30～8:10	1時間40分
請求	2時間分	
報酬	700円×1時間=700円	
	600円×1時間=600円	
	計 1,300円	

例3：きょうだい2人を児童会に迎えに行き、それぞれ別の習い事へ送る



活動時間	16:30～17:15	45分
請求	2時間分	
報酬	子1 600円×1時間=600円	
	子2 300円×1時間=300円	
	計 900円	

※いずれも自家用車を使用した場合、別途実費がかかります。

## ②実 費

- ① 食事はお弁当持参を原則とします。どうしても不可能な場合は購入したものの実費もしくは食事代を支払います。その他おやつ代、おむつ代等が必要になった場合、おねがい会員がその実費を支払うものとします。
- ② おねがい会員が特定のものを希望する場合は、おねがい会員が用意して持参してください。
- ③ 公共交通機関、タクシーを利用する場合は実費とします。
- ④ ガソリン代は、まかせて会員が「家を出た時から」発生します。まかせて会員は、以下の参考からガソリン代を算出します。おねがい会員は活動後、報告書に記載されたガソリン代を確認し、支払ってください。

※事前打ち合わせの際に、ガソリン代発生有無は確認しておいてください。

算出方法（参考）：ガソリン1リットルの値段÷車の燃費×距離

## ③キャンセル料

キャンセルした時期	キャンセル料
活動予定日の前日まで	無料
当日（連絡あり）	依頼した時間により算出した報酬の半額
当日（連絡なし）	依頼した時間により算出した報酬の全額

おねがい会員がキャンセルした場合に、キャンセル料をまかせて会員に支払ってください。キャンセルは、まかせて会員の上承を得て成立します。

## 補助保険制度

相互援助活動中に生じた怪我や事故等については、会員相互で話し合っ解決してもらいますが、会員による万が一の事故等に備えて、各種保険に加入しています。保険料は、町が負担し、会員の負担はありません。

保険の名称	内容	対象者
サービス提供会員傷害保険	活動中や、活動するための往復途中（自宅との通常経路）において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときに、補償します。	まかせて会員
賠償責任保険	法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。	まかせて会員
依頼子供傷害保険	活動中において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときに、補償します。	おねがい会員
お見舞金制度 ※補償制度ではありません	おねがい会員の子どもが、まかせて会員宅の財物を破損したり、まかせて会員の家族にケガを負わせた場合などに、お見舞い金をお支払いする制度です。	まかせて会員
移動サービス自動車保険 ※車両保険は加入していません	自家用車を用いておねがい会員の子どもの送迎を行っている最中の事故について補償します。子どもがまったく乗らない場合は適用されません。	まかせて会員

## まかせて会員・どっちも会員になるには

センター主催の、まかせて会員養成講座を受講していただく必要があります。

講座名	時間
保育の心・現在の子育て事情について	2
乳幼児の病気と安全	2
ふれあい遊び	2
こどもの救護法	2

- \*年に2回「子育てマイスター講習会」として開催されます。広報ながいずみ、ホームページ・パルながいずみのInstagram等に掲載されますのでご確認ください。
- \*以下の方は、免除になる講座があります。
  - ・保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、医師、看護師の有資格者
  - ・県主催「子育て支援員研修」のうち、基本研修、地域保育研修の共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した方
- \*まかせて会員・どっちも会員になった後も、AEDの使用方法や心肺蘇生法の実習を含んだ救命講習及び事故防止に関する講習を令和元年度以降、5年に1度は受講していただくことが必須となっています。
- \*ファミリー・サポート・センター事業は、仕事とは異なり、定期的な収入を保障する活動ではありません。

## 援助活動補助金制度があります（まかせて会員・どっちも会員）

「まかせて会員」「どっちも会員」の負担軽減や処遇改善を図るために、活動を行った「まかせて会員」「どっちも会員」に対し、1時間あたりの報酬（600円）と静岡県最低賃金（10円未満切り上げ）との差額を補助金として、町から交付しています。 ※毎月書類の提出が必要です

※4月1日を基準としています。年度内での金額の変更はありません。

## 活動中の緊急時の対応

事前打ち合わせの時に、細かい打ち合わせをしてください。

活動中に怪我、突発的な病気を発症した場合	
出血を伴う怪我や緊急処置の必要性がある怪我	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時、①保護者 ②センターの順で、子どもの様子を連絡してください。基本的には保護者の指示で病院に搬送するか決定します。</li> <li>・状況によっては先に救急車を要請し、後に保護者とセンターへ連絡してください。保護者に連絡がつかない場合には、まかせて会員及びセンターの判断により決定します。 <u>※センターの閉所時間帯は、会員判断になります。</u></li> <li>・病院に搬送する場合は、救急車又はタクシーによるものとし、その際かかる経費については保護者の負担とします。なお、まかせて会員の自家用車による搬送は行わないでください。</li> </ul>
過度の発熱を伴う病気や緊急処置の必要性のある病気	

特別警報又は警報の対応	
<u>活動前に</u> 発令された場合	活動中止とする。
<u>活動中に</u> 発令された場合	まかせて会員は保護者に連絡をし、保護者は早急に子どもを迎えに来るよう努めてください。

地震の対応	
<u>活動前に</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合・震度5強以上の地震が発生した場合	活動中止とする。
<u>活動中に</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合・震度5強以上の地震が発生した場合	<p>まかせて会員自身と子どもの安全確保に全力を尽くし、その後保護者に連絡をしてください。おねがい会員は早急に子どもを迎えに来るよう努めてください。</p> <p>怪我をしている場合・・・応急処置を優先してください。</p> <p>その後、避難所に移動する場合は、迎えに来た保護者にわかるよう貼り紙等の手段を講じてください。</p>

緊急連絡先・緊急避難先 記入してお使いください	
会員同士の緊急連絡先（携帯が繋がらないことも想定しましょう）	
第2連絡先	
電話連絡がつかない場合の待ち合わせ場所	